

令和6年 No48

○国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

調達業務の効率化並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年10月30日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和6年規則第40号

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則（平成16年規則第35号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則の一部改正について

改正理由：調達業務の効率化並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （見積書の徴取） 第30条 契約担当役等は、随意契約によろうとする場合は、なるべく<u>2社以上</u>から見積書を徴するものとする。<u>ただし予定価格が250万円を超えない場合は、1社からの見積書を徴取することで契約の相手方とすることができる。</u> 2 契約担当役等は、次の<u>各号のいずれかに</u>該当する場合は、前項の規定にかかわらず、見積書を徴しないことができる。 (1) 国、地方公共団体その他の公法人与契約を締結する場合 (2) 国若しくは地方公共団体の許認可又は法令（条例を含む。）により価格、料金等の額が定められている場合 (3) 第25条に規定する場合において、特に認める場合 （公募による見積書の徴取） 第30条の2 契約担当役等は、前条第1項の規定により見積書を徴する場合で、<u>予定価格が250万円を超える場合において2社以上から見積書を徴することが困難な時は、</u>第7条に準じて、公告を行い、見積書を徴するものとする。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年10月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （見積書の徴取） 第30条 契約担当役等は、随意契約によろうとする場合は、なるべく<u>2人以上の者</u>から見積書を徴するものとする。 2 契約担当役等は、次の<u>各号の1</u>に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、見積書を徴しないことができる。 (1) 国、地方公共団体その他の公法人与契約を締結する場合 (2) 国若しくは地方公共団体の許認可又は法令（条例を含む。）により価格、料金等の額が定められている場合 (3) 第25条に規定する場合において、特に認める場合 （公募による見積書の徴取） 第30条の2 契約担当役等は、前条第1項の規定により見積書を徴する場合で、<u>予定価格が250万円を超えるものは、</u>第7条に準じて、公告を行い、見積書を徴するものとする。 〔省略〕